

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	清須絵画トリエンナーレ実行委員会
開催日時	令和元年10月25日（金） 午後3時00分～3時45分
開催場所	清須市役所 北館2階 第1・第2会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委員長、副委員長選出 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ作品応募要項（案）について (2) 清須市ジュニア絵画トリエンナーレ（案）について (3) 清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ今後の予定について 4 その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 実行委員会名簿 ・ 清須絵画トリエンナーレ実行委員会設置要綱 ・ 資料1 清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ作品応募要項（案） ・ 資料2 清須市ジュニア絵画トリエンナーレ実施要項（案） ・ 資料3 清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレスケジュール（案）
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数 （公開した場合）	0人
出席委員	和田委員長、河野副委員長、後藤委員、富田委員、伊藤委員
欠席委員	高木委員、井上委員
出席者（市）	齊藤教育長、加藤教育部長
事務局	（生涯学習課） 近藤課長、藤田課長補佐、柴垣係長、清水主事

(清須市はるひ美術館)
高北館長、奥村学芸員

会議の経過

(齊藤教育長よりあいさつ)

(高北美術館長よりあいさつ)

《意見の要旨》

委員長、副委員長選出

●事務局

委員長及び副委員長の選出について、ご審議をお願いしたいと思います。
皆様のお手元にお配りしてあります「清須絵画トリエンナーレ実行委員会設置要綱」の第4条 第2項に委員の互選により定めるとありますが、委員長の選出について指名推薦で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。
ご異議がなければ拍手でお願いいたします。

○委員

(拍手)

●事務局

ありがとうございます。

それでは、指名推薦で行います。委員長にどなたかご推薦はありませんか。
挙手をお願いします。

○富田委員

和田委員を推薦いたします。

●事務局

ただ今、和田委員を委員長にご推薦がありました。委員長に和田委員でご異議ございませんでしょうか。なければ、拍手でご承認をいただけますでしょうか。

○委員

(拍手)

●事務局

ありがとうございます。

それでは、委員長には和田委員が選任されました。委員長席に移動していただき、ご挨拶をいただきたいと思います。それでは、委員長よろしく申し上げます。

(和田委員長よりあいさつ)

●事務局

ありがとうございました。それでは、副委員長の選出につきましても委員の互選となっておりますが委員長の指名で行いたいと思います。いかがでしょうか。ご異議がなければ拍手でお願いいたします。

○委員

(拍手)

○和田委員長

副委員長には、河野委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

意義なしの声

●事務局

ありがとうございました。それでは、河野委員には副委員長席に移動していただき、ご挨拶をいただきたいと思います。それでは、副委員長よろしく願いします。

(河野副委員長よりあいさつ)

●事務局

ありがとうございました。なお、委員の方々におかれましてもそれぞれご挨拶をいただくのが本意ですが、時間の都合によりお配りしております名簿をもって代えさせていただきますのでご確認ください。それでは、会議は、清須絵画トリエンナーレ実行委員会設置要綱第5条 第1項の規定により委員長は、会議の議長となるとありますので、これより委員長の取り回しでお願いいたします。

和田委員長、よろしく願いします。

議題(1)清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ作品応募要項(案)

○和田委員長

それでは、本日の議題にそって委員会を進めさせていただきます。

議題(1)清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ作品応募要項(案)について、事務局、説明をお願いいたします。

●事務局

(「清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ作品応募要項について(案)」資料1に基づき説明)

○和田委員長

ただいまの応募要項の説明について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

(質問なし)

議題(2)清須市ジュニア絵画トリエンナーレ (案)

○和田委員長

次に議題(2)清須市ジュニア絵画トリエンナーレ (案) について、事務局、説明をお願いいたします。

●事務局

(「清須市ジュニア絵画トリエンナーレ (案)」資料2に基づき説明)

○和田委員長

ただいまの、ジュニア絵画トリエンナーレの説明について、何かご質問がありましたら、お願いいたします。

○伊藤委員

ジュニア絵画トリエンナーレの応募期間が9月1日～10月30日までとなっているが、学校への周知は早い段階でしていただけるのでしょうか。初めての取り組みですので、学校に早めに知らせていただきたいです。

●事務局

学校には、夏休み前に生徒への案内を出し、夏休み中に制作していただく予定としているので、応募期間を9月1日からにいたしました。

○伊藤委員

次に、実施要綱の(10)その他「①不備のあった場合は、受け付けられない場合があります。」とありますが、第三者の権利を侵害する作品であることも含まれてくると思います。学校としては、その条件をクリアするのは非常に難しいです。子どもたちは、過去に見た作品を参考に描くことも考えられますので、注意事項を細かく記載していただきたいです。

●事務局

不備の作品についてはより詳細に具体例を挙げ、校長会、教頭会でも周知をする予定です。事務局のほうで作品は確認させていただきます。清須市立小・中学校の児童・生徒は作品を学校に提出する予定としています。お手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

議題(3)清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ今後の予定

○和田委員長

次に、議題(3)清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ今後の予定について、事務局、説明をお願いいたします。

●事務局

(「清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ スケジュール(案)」資料3に基づ

き説明)

○和田委員長

ただいまの、今後の予定の説明について、何かご質問がありましたらお願いいたします。

○和田委員長

1つ伺いたいことがあります。開催をホームページで知らせるなど、事前に全体に周知しますか。いつ頃周知しますか。

●事務局

今年度末までに応募要項と募集ポスターを作る予定です。来年度に入ったら、応募要項と募集ポスターを全国の美術館、博物館、教育施設に送る予定です。応募受付まで、長い期間ありますので、それまでに案内を見て応募の準備をしていただくかたちとなります。展覧会については、審査が終わってから展覧会が始まるまでに別途作成します。応募及び展覧会はホームページでも公開いたします。

○和田委員長

ありがとうございます。それでは、他にご質問並びにご意見もないようですので、この内容を決定案とさせていただきます、第10回のトリエンナーレの開催に臨んでいただきたいと思います。ご審議ありがとうございました。

その他

○和田委員長

その他、事務局ありましたらお願いします。

●事務局

(事務局より催しもののご案内)

○和田委員長

何か、他にご質疑、ご意見はございますか。

質疑もないようですので、これをもちまして清須絵画トリエンナーレ実行委員会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

●事務局

長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

これをもちまして、清須絵画トリエンナーレ実行委員会を終了させていただきます。本日は、おつかれさまでした。

閉会（ 午後 3 時 4 5 分 閉会 ）

会 議 の 結 果

審議に関する事項はなし

問 い 合 わ せ 先

教育委員会生涯学習課
0 5 2 - 4 0 0 - 2 9 1 1